

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案

新旧対象条文 目次

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（第一条関係）	3
○ 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）（第二条関係）	17
○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）（第三条関係）	19
○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（第四条関係）	25
○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（第五条関係）	28
○ 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）（第六条関係）	30
○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）（第七条関係）	31
○ 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（第八条関係）	32
○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）（第九条関係）	34
○ 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）（第十条関係）	37
○ 知的障害者福祉法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十六号）（第十一条関係）	42
○ 戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十八年厚生省令第四十六号）（第十二条関係）	43
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）（第十三条関係）	44
○ 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）（第十四条関係）	55
○ 製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）（第十五条関係）	55
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）（第十六条関係）	59
○ 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）（第十七条関係）	61
○ 臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）（第十八条関係）	63
○ 義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）（第十八条関係）	64
○ 救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成三年厚生省令第四十五号）（第十八条関係）	65

○ 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）（第十八条関係）	66
○ 言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成十年厚生省令第七十五号）（第十八条関係）	67
○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）（第十九条関係）	68
○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）（第二十条関係）	70
○ 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）（第二十一条関係）	71
○ 理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）（第二十二条関係）	72
○ 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）（第二十三条関係）	76
○ 美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）（第二十四条関係）	77
○ 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）（第二十五条関係）	81
○ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（第二十六条関係）	88
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法施行規則（第二十七条関係）	90
○ 社会福祉主事養成機関等指定規則（平成十二年厚生省令第五十三号）（第二十八条関係）	91
○ 特別児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十三号）（第二十九条関係）	106
○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第五十六号）（第三十条関係）	107
○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（第三十一条関係）	108
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十七年厚生労働省令第一百四十五号）（第三十二条関係）	109
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（第三十三条関係）	110
○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）（第三十五条関係）	113
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第三百三十二号）（第三十六条関係）	114
○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（第三十七条関係）	115

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の三十八）</p> <p>第一章の二 児童相談所（第二条―第五条の二）</p> <p>第一章の三 児童福祉司（第五条の二の二―第六条）</p> <p>第一章の四―第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第五条の二の二 令第三条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、別表に定めるもの以上の教育内容であること。</p> <p>第五条の二の三 学校又は施設の設置者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 名称及び位置</p> <p>三 設置年月日</p> <p>四 学則</p> <p>五 学校その他の施設の長の氏名及び履歴</p> <p>六 教員の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一章の二（略）</p> <p>第一章の三 児童福祉司（第五条の三―第六条）</p> <p>第一章の四―第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 七 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - 八 実習に利用する施設の名称及び利用の概要
 - 九 当該年度経費収支予算の細目
 - 十 設置者が国又は地方公共団体以外るときは、設置者の資産状況
- ② 講習会の実施者に係る令第三条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 講習科目及び時間数
 - 二 講師の氏名、職業並びに担当する講習科目及び時間数
 - 三 実習を行う施設の名称、所在地及び設置者の氏名、実習人員並びに実習期間
 - 四 講習会場の名称及び所在地
 - 五 講習開催期日及び日程
 - 六 受講予定人員
 - 七 講習会の実施の全部又は一部を委託する場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地）
- ③ 令第三条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一項第四号に掲げる事項及び第二項第一号に掲げる事項（厚生労働大臣の定める修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）とする。
- ④ 令第三条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号及び第二号に掲げる事項、同項第四号に掲げる事項（入所資格、修業年限、前項の厚生労働大臣の定める修業教科目以外の修業教科目及びその単位数に関する事項に限る。）並びに同項第七号に掲げる事項（学校に係る事項を除く。）とする。

第五条の二の四 令第三条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める事

項は、次のとおりとする。

- 一 前学年度卒業者数
- 二 前年度における経営の状況及び収支決算の細目
- 三 前学年度教授科目別時間数及び実習の実施状況
- 四 学生の現在数

第五条の二の五 令第三条の二第六項に規定する厚生労働省令で定める事

項は、次のとおりとする。

- 一 講習受講人員
- 二 講習実施状況の概要

第五条の二の六 令第三条の二第七項の規定により当該職員が携帯すべき

証明書は、第十六号様式によるものとする。

第五条の二の七 令第三条の二第十一項に規定する厚生労働省令で定める

事項は、次のとおりとする。

- 一 その指定児童福祉司養成施設等をやめようとする理由
- 二 入所している学生の処置
- 三 その指定児童福祉司養成施設等をやめようとする年月日

第六条の八 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第六条の八 法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営

、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出することにより行うものとする。

② 都道府県知事は、前項の規定により指定のあつた学校その他の施設（以下この条において「指定養成施設」という。）の長に対し、教育方法、設備その他の内容に関し必要な報告を求め、又は必要な指導をすることができるとができる。

③ 都道府県知事は、指定養成施設につき、前項の規定による指導に従わないとき又は次項において準用する令第五条第七項の規定による指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

④ 令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）及び令第二十一条並びに第六条の三から第六条の五まで（第六条の三第一項を除く。）の規定は、指定養成施設について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第五条第三項から第五項まで及び第七項	指定保育士養成施設	指定養成施設
設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事に	指定保育士養成施設	指定養成施設
令第五条第五項	指定保育士養成施設	指定養成施設

に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出することにより行うものとする。

② 地方厚生局長等は、前項の規定により指定のあつた学校その他の施設（以下この条において「指定養成施設」という。）の長に対し、教育方法、設備その他の内容に関し必要な報告を求め、又は必要な指導をすることができるとができる。

③ 地方厚生局長等は、指定養成施設につき、前項の規定による指導に従わないとき又は次項において準用する令第五条第七項の規定による指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

④ 令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）及び令第二十一条並びに第六条の三から第六条の五まで（第六条の三第一項を除く。）の規定は、指定養成施設について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

令第五条第三項及び第四項	指定保育士養成施設	指定養成施設
設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	指定保育士養成施設	指定養成施設
令第五条第五項	指定保育士養成施設	指定養成施設

項	、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	当該学校又は施設の所在地の都道府県知事に
令第五条第七項	指定保育士養成施設	指定養成施設
	、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	当該学校又は施設の所在地の都道府県知事に

第十五条 指定療育機関の開設者は、当該指定療育機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事項及びその年月日を、速やかに、その所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一〇三 (略)

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる

項	、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	地方厚生局長等に
令第五条第七項	指定保育士養成施設	指定養成施設
	、当該指定保育士養成施設の設置者が都道府県である場合は厚生労働大臣に、市町村その他の者である場合は当該学校又は施設の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に	地方厚生局長等に

第十五条 指定療育機関の開設者（国を除く。次条において同じ。）は、当該指定療育機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事項及びその年月日を、速やかに、その所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一〇三 (略)

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる

事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一〜四（略）

②・③（略）

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一〜四（略）

②・③（略）

第三十九条の二（略）

② 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託

事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一〜四（略）

②・③（略）

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一〜四（略）

②・③（略）

第三十九条の二（略）

② 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康保険団体連合会に委託

する事務に関して地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が第四号、第五号から第八号まで及び第九号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 削除

二 (略)

三 (略)

四 法第二十一条の三第三項に規定する権限

(削る)

五 十 (略)

② (略)

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表

する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

ただし、厚生労働大臣が第四号、第六号から第九号まで及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第一三条第二項第一号に規定する権限

二 (略)

三 (略)

四 法第二十一条の三に規定する権限

五 法第二十条第五項に規定する指定の権限及び同条第八項に規定する権限

六 十一 (略)

② (略)

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法第二百五十条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置

の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	第十條第一項 第十一條 第十五條 第十六條 第十八條の二十七 第十八條の二十八 第十八條の二十九 第十八條の三十 第十八條の三十二第四項 第十八條の三十五	(略)	都道府県知事 指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長	第十八條の三十八第一項 区分 区分（地方自治法施行令第七十四條の二十六第七項及び児童福祉法施行令（以下「令」という。）第四十五條の三第八
-----	--	-----	--	--

市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	第十條第一項 第十一條 第十五條 第十六條 第十八條の二十七 第十八條の二十八 第十八條の二十九 第十八條の三十 第十八條の三十二第四項 第十八條の三十五 第十八條の四十 第十八條の四十七	(略)	都道府県知事 指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長	(新設) (新設) (新設)
-----	---	-----	--	------------------------------

第十八条の四十		
厚生労働大臣	<p>第十八条の三十九 第二十六第四項</p> <p>厚生労働大臣</p>	<p>又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の市長</p> <p>法第二十一条の五の二十六第四項</p>
厚生労働大臣又は都道府県知事	<p>厚生労働大臣又は都道府県知事</p> <p>場合を含む。）</p>	<p>項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）</p> <p>指定都市の市長又は児童相談所設置市の市長</p> <p>法第二十一条の五の二十六第四項（地方自治法施行令第一百七十四条の二十六第七項）及び令第四十五条の三第八項により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

	都道府県知事	道府県知事
第十八条の四十七第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
(略)	(略)	(略)
第二十五条の二十一 第二十五条の二十二	都道府県知事	指定都市の市長又は児童相談所設置市の市長
第二十五条の二十三の二 第二十一項	区分 又は指定都市の市長	区分（地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項及び令第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。） 、指定都市の市長又は児童相談所設置市の市長

(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
第二十五条の二十一 第二十五条の二十二 第二十五条の二十三の四	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
(新設)	(新設)	(新設)

目	必修科			区分	
	公的扶助論	社会保障論	社会福祉概論	科目等	時間数
	三〇	三〇	三〇	施設	講習会
	六〇	六〇	六二		

別表（第五条の二の二関係）

(略)	第二十五条の二十三の四	厚生労働大臣	厚生労働大臣又は都道府県知事	法第二十一条の五の二十六第四項	法第二十一条の五の二十第四項（地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項及び令第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
(略)		厚生労働大臣	都道府県知事		
(略)		厚生労働大臣又は都道府県知事	指定都市の市長又は児童相談所設置市の市長		

(新設)

(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)		(新設)	(新設)		
(略)		(新設)	(新設)		

合計	その他	実習	高齢者福祉論	一五	三〇
			介護概論	一五	三〇
合計	その他	実習	障害児・者福祉論	三〇	六〇
			児童・家庭福祉論	六〇	一二五
合計	その他	実習	養護原理	三〇	六二
			地域福祉論	三〇	六〇
合計	その他	実習	社会福祉援助技術論	三〇	六〇
			社会福祉援助技術演習	六〇	六
合計	その他	実習	児童相談所等運営論	三〇	六二
			医学一般	三〇	六二
合計	その他	実習	法学	三〇	六二
			心理学	三〇	六〇
合計	その他	実習	社会学	三〇	六〇
			児童福祉現場実習	一八〇	一八〇
合計	その他	実習	児童福祉現場実習指導	九〇	一八〇
			必修科目又はそれ以外の科目	四二〇	
合計			合計一、 二〇〇	合計一、 二八一	

備考 指定施設（第五条の三に規定する施設）において一年以上相談援助の業務に従事した後、入所する者については、児童福祉現場実習指導及び児童福祉現場実習指導の履修を免除することができる。

講習会の受講終了時までには、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した場合も同様とする。

第十六号様式 (第五条の二の六関係)
表 縦十センチメートル
横八センチメートル

証 明 書

第 号 平成 年 月 日交付

所 属

職 氏 名

都 道 府 県 知 事 印

右の者は、児童福祉法施行令第二条の二第六項、第七項及び第八項の規定により指導又は帳簿書類その他の物件の検査を行う職員であることを証明する。

(新設)

児童福祉法施行令第二条の二 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 都道府県知事は、児童福祉司の養成の適切な実施を確保するため必要認めるときは、その必要限度で児童福祉司養成施設等の長に対し、教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑦ 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

⑧ 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められてものと解釈してはならない。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（削る）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>（町村の一部事務組合等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>（大都市の特例）</p> <p>（中核市の特例）</p> <p>第二十二條（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第二十条 法第四十四条第一項の規定により、法第十二条第四号に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。</p> <p>2 法第四十四条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>（町村の一部事務組合等）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>（大都市の特例）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>（中核市の特例）</p> <p>第二十三條（略）</p>

(傍線部分は改正部分)

<p>改 正 案</p>	<p>(削る)</p>
<p>現 行</p>	<p>第四十一条 令第十五条第一項の規定により、令第二条の二から第二条の二の五までに規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（削る） 第三条（略） （町村の一部事務組合等）</p>	<p>（権限の委任） 第三条 法第三十一条第一項の規定により、法第十四条第四号に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。 2 法第三十一条第二項の規定により、前項に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。 第四条（略） （町村の一部事務組合等）</p>

改正案	現行
<p>（認定の請求）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長。第十条第二項、第十五条、第十六条、第二十五条、第二十六条、第二十八条第二項及び第二十九条を除き、以下同じ。）に提出することによつて行わなければならない。</u></p> <p>一〇六 （略）</p> <p>（証書の亡失の届出等）</p> <p>第十条 受給者は、特別児童扶養手当証書を失つたときは、直ちに、特別児童扶養手当証書亡失届（様式第八号）を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 受給者は、前項の届出をした後、失つた特別児童扶養手当証書を発見</p>	<p>（認定の請求）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号。以下「法」という。）第五条の規定による特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、特別児童扶養手当認定請求書（様式第一号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを都道府県知事に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>一〇六 （略）</p> <p>（証書の亡失の届出等）</p> <p>第十条 受給者は、特別児童扶養手当証書を失つたときは、直ちに、特別児童扶養手当証書亡失届（様式第八号）を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 受給者は、前項の届出をした後、失つた特別児童扶養手当証書を発見</p>

したときは、速やかに、住所地の市町村長を経由して（当該受給者が指定都市の区域内に住所を有するときは、直接）、これを都道府県知事に返納しなければならない。

（添附書類の省略等）

第二十八条（略）

2 都道府県知事は、第一条の特別児童扶養手当認定請求書及び第四条（第十二条の三において準用する場合を含む。）の特別児童扶養手当所得状況届に添えるべき第一条第六号イ及びロ並びに第七号イ及びロに規定する市町村長の証明書（以下この項において「市町村長証明書」という。）を当該受給資格者又は受給者若しくは支給停止者の住所地の市町村長から受けるべきときは、これを添えることを要しないものとする。ことができ、また、指定都市の長は、市町村長証明書を添えることを省略させることができる。この場合において、市町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によつて審査した旨を当該届書に記載しなければならない。

3～5（略）

したときは、速やかに、住所地の市町村長を経由して、これを都道府県知事に返納しなければならない。

（添附書類の省略等）

第二十八条（略）

2 第一条の特別児童扶養手当認定請求書及び第四条（第十二条の三において準用する場合を含む。）の特別児童扶養手当所得状況届に添えるべき第一条第六号イ及びロ並びに第七号イ及びロに規定する市町村長の証明書を当該受給資格者又は受給者若しくは支給停止者の住所地の市町村長から受けるべきときは、これを添えることを要しないものとする。この場合において、市町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によつて審査した旨を当該届書に記載しなければならない。

3～5（略）

様式第一号(第一条関係)

(表 面)

※※ 第 号		※※ 市区町村 平成 . . 受付年月日		※※ 市区町村 平成 . . 提出第 号		※※ 市区町村 平成 . . 再提出第 号		あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について															
特別児童扶養手当認定請求書										⑮ 平成 年分所得		⑯ 請求者		⑰ 配偶者		⑱ 扶養義務者							
① ふりがな氏名・性別										氏 名		人		人		人							
② 生年月日										⑲ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については、①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、②特定扶養親族の数、③16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人		人		人							
③ 配偶者の有無										⑳ ⑲以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童		人		人		人							
④ 住所										㉑ 所得 額		円 ※円		円 ※円		円 ※円							
⑤ 支払希望金融機関										㉒ 障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の数		人 円		人 円		人 円							
⑥ 職業又は勤務先名										㉓ 障害者・特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数		人 円		人 円		人 円							
⑦ 勤務先所在地										㉔ 障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の特例		円 円		円 円		円 円							
⑧ 支給対象障害児の氏名(生年月日)										㉕ 社会保険料等相当額		円		円		円							
⑨ 請求者との続柄(同居・別居の別)										㉖ 控除後の所得額		円		円		円							
⑩ 父の氏名										関係書類を添えて、特別児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。													
⑪ 母の氏名										平成 年 月 日													
⑫ 障害による年金の受給状況										知事 殿													
⑬ 身体障害者手帳の番号及び障害等級										※ 事項													
⑭ 障害名										上記のとおり相違ありません。													
※※ 認定(支給停止)・却下										支給開始年月		対象障害児数		手当月額		支払期別金額		証書番号		※ 添付書類		戸籍、住民票、診断書・X線フィルム、前住地の所得証明書、養育申立書・証明、別居監護申立書・証明、介護申立書、その他()	
										(1級) 人		円 12月		円		第 号		※ 備考					
										月から		円 4月		円									
										(2級) 人		月から		円 8月		円							

様式第一号(第一条関係)

(表 面)

※※ 第 号		※※ 市区町村 平成 . . 受付年月日		※※ 市区町村 平成 . . 提出第 号		※※ 市区町村 平成 . . 再提出第 号		あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について															
特別児童扶養手当認定請求書										⑮ 平成 年分所得		⑯ 請求者		⑰ 配偶者		⑱ 扶養義務者							
① ふりがな氏名・性別										氏 名		人		人		人							
② 生年月日										⑲ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(請求者については、①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、②特定扶養親族の数、③16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))		人		人		人							
③ 配偶者の有無										⑳ ⑲以外で前年の12月31日において請求者によって生計を維持していた児童		人		人		人							
④ 住所										㉑ 所得 額		円 ※円		円 ※円		円 ※円							
⑤ 支払希望金融機関										㉒ 障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の数		人 円		人 円		人 円							
⑥ 職業又は勤務先名										㉓ 障害者・特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数		人 円		人 円		人 円							
⑦ 勤務先所在地										㉔ 障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の特例		円 円		円 円		円 円							
⑧ 支給対象障害児の氏名(生年月日)										㉕ 社会保険料等相当額		円		円		円							
⑨ 請求者との続柄(同居・別居の別)										㉖ 控除後の所得額		円		円		円							
⑩ 父の氏名										関係書類を添えて、特別児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。													
⑪ 母の氏名										平成 年 月 日													
⑫ 障害による年金の受給状況										知事 殿													
⑬ 身体障害者手帳の番号及び障害等級										※ 事項													
⑭ 障害名										上記のとおり相違ありません。													
※※ 認定(支給停止)・却下										支給開始年月		対象障害児数		手当月額		支払期別金額		証書番号		※ 添付書類		戸籍、住民票、診断書・X線フィルム、前住地の所得証明書、養育申立書・証明、別居監護申立書・証明、介護申立書、その他()	
										(1級) 人		円 12月		円		第 号		※ 備考					
										月から		円 4月		円									
										(2級) 人		月から		円 8月		円							

(日本工業規格A4 4番)

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

様式第三号(第一条関係)

※※ 第 号		(表面)						
※経 由 市区町村名		※市区町村 受付年月日		平成 年 月 日	財産の 種 類	被災前の財産の概要とその価格	損 害 の 程 度 と そ の 金 額	
※市区町村 平成 年 月 日 提 出 第 号		※市区町村 平成 年 月 日 再 提 出 平成 年 月 日		平成 年 月 日	④ 被 災 地	宅		
					被 災 状 況	住 建 宅 で な い 物		
					そ の 他 の 産 物	そ の 財 産		
① 提 出 者	氏 名		証 書 記号・番号	第 号	⑤保険金又は 損害賠償 金の受給 状況	受 け た 種類() 受けることができる 受けていない	金 額	円
	住 所							
② 被 災 者	氏 名		提 出 者 との続柄		③ 災 害	上記のとおり、被災状況を申し立てます。 平成 年 月 日 氏 名 (印)		
	被災当時の住所又は居所		職 業					
		災 害 の 種 類						
		被 災 年 月 日	平成 年 月 日					
④ 被 災 状 況	財産の 種 類	被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額				
	住 宅					※ 審 査		
	家 財							
	田 畑							
						上記のとおり、相違ありません。 平成 年 月 日 市区町村長 (印)		

(日本工業規格B74番)

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

様式第三号(第一条関係)

※※ 第 号		(表面)						
※経 由 市区町村名		※市区町村 受付年月日		平成 年 月 日	財産の 種 類	被災前の財産の概要とその価格	損 害 の 程 度 と そ の 金 額	
※市区町村 平成 年 月 日 提 出 第 号		※市区町村 平成 年 月 日 再 提 出 平成 年 月 日		平成 年 月 日	④ 被 災 地	宅		
					被 災 状 況	住 建 宅 で な い 物		
					そ の 他 の 産 物	そ の 財 産		
① 提 出 者	氏 名		証 書 記号・番号	第 号	⑤保険金又は 損害賠償 金の受給 状況	受 け た 種類() 受けることができる 受けていない	金 額	円
	住 所							
② 被 災 者	氏 名		提 出 者 との続柄		③ 災 害	上記のとおり、被災状況を申し立てます。 平成 年 月 日 氏 名 (印)		
	被災当時の住所又は居所		職 業					
		災 害 の 種 類						
		被 災 年 月 日	平成 年 月 日					
④ 被 災 状 況	財産の 種 類	被災前の財産の概要とその価格		損害の程度とその金額				
	住 宅					※ 審 査		
	家 財							
	田 畑							
						上記のとおり、相違ありません。 平成 年 月 日 市区町村長 (印)		

(日本工業規格B74番)

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

様式第四号

様式第四号(第二条関係) (表 面)

※※ 第 号	(表 面)	
※経 由	市区町村	平成 . .
市区町村名	受付年月日	
市区町村 平成 . . 号	市区町村 平成 . . 号	
提 出 第 号	再 提 出 第 号	
特別児童扶養手当額改定請求書		
① (ふりがな) 氏 名	② 証 書 の 記号・番号	第 号
	③ 住 所	
④ 支給対象障害児の 氏名 (生 年 月 日)	(昭和 (年月日生) (平成)	(昭和 (年月日生) (平成)
	⑤ 請求者との続柄 (同居・別居の別)	(同居・別居)
⑥ 父 の 氏 名		
⑦ 母 の 氏 名		
⑧ 障害による年金の受 給状況	支給されている 申 請 中 () 種類 ()	支給されている 申 請 中 () 種類 ()
	支給されていない	支給されていない
⑨ 身体障害者手帳の番 号及び障害等級		
⑩ 障 害 名		
関係書類を添えて、特別児童扶養手当の額改定について請求します。 平成 年 月 日 氏 名 (印)		
知事 殿	市長 殿	
※※ 改定・却下	改定年月	対象障害児数
年 月	(1級) 人	平成 . .
	(2級) 人	第 号

※裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。
(日本工業規格 A列4番)

(日本工業規格 A列4番)

様式第五号

様式第五号(第三条関係)

※※ 第 号	(表 面)	
※経 由	市区町村	平成 . .
市区町村名	受付年月日	
市区町村 平成 . . 号	市区町村 平成 . . 号	
提 出 第 号	再 提 出 第 号	
特別児童扶養手当額改定届		
① (ふりがな) 受給者の氏名	証書の記 号・番号	第 号
受給者の住所		
支給対象障害児でなくな った障害児又は障害の程 度が低下した支給対象障 害児の氏名・生年月日	改 定 の 理 由	理由の発生した年月日
	(昭和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ
(平成)	ヘ ト チ リ	
(昭和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ	平成 年 月 日
(平成)	ヘ ト チ リ	
上記のとおり、特別児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 平成 年 月 日 氏 名 (印)		
知事 殿	市長 殿	
改 定 年 月	対 象 障 害 児 数	証 書 作 成 ・ 改 訂
※※ 年 月	(1級) 人	平成 . .
	(2級) 人	第 号

※裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。
(日本工業規格 A列4番)

様式第四号

様式第四号(第二条関係) (表 面)

※※ 第 号	(表 面)	
※経 由	市区町村	平成 . .
市区町村名	受付年月日	
市区町村 平成 . . 号	市区町村 平成 . . 号	
提 出 第 号	再 提 出 第 号	
特別児童扶養手当額改定請求書		
① (ふりがな) 氏 名	② 証 書 の 記号・番号	第 号
	③ 住 所	
④ 支給対象障害児の 氏名 (生 年 月 日)	(昭和 (年月日生) (平成)	(昭和 (年月日生) (平成)
	⑤ 請求者との続柄 (同居・別居の別)	(同居・別居)
⑥ 父 の 氏 名		
⑦ 母 の 氏 名		
⑧ 障害による年金の受 給状況	支給されている 申 請 中 () 種類 ()	支給されている 申 請 中 () 種類 ()
	支給されていない	支給されていない
⑨ 身体障害者手帳の番 号及び障害等級		
⑩ 障 害 名		
関係書類を添えて、特別児童扶養手当の額改定について請求します。 平成 年 月 日 氏 名 (印)		
知事 殿	市長 殿	
※※ 改定・却下	改定年月	対象障害児数
年 月	(1級) 人	平成 . .
	(2級) 人	第 号

※裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。
(日本工業規格 A列4番)

(日本工業規格 A列4番)

様式第五号

様式第五号(第三条関係)

※※ 第 号	(表 面)	
※経 由	市区町村	平成 . .
市区町村名	受付年月日	
市区町村 平成 . . 号	市区町村 平成 . . 号	
提 出 第 号	再 提 出 第 号	
特別児童扶養手当額改定届		
① (ふりがな) 受給者の氏名	証書の記 号・番号	第 号
受給者の住所		
支給対象障害児でなくな った障害児又は障害の程 度が低下した支給対象障 害児の氏名・生年月日	改 定 の 理 由	理由の発生した年月日
	(昭和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ
(平成)	ヘ ト チ リ	
(昭和 年 月 日生)	イ ロ ハ ニ ホ	平成 年 月 日
(平成)	ヘ ト チ リ	
上記のとおり、特別児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 平成 年 月 日 氏 名 (印)		
知事 殿	市長 殿	
改 定 年 月	対 象 障 害 児 数	証 書 作 成 ・ 改 訂
※※ 年 月	(1級) 人	平成 . .
	(2級) 人	第 号

※裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではっきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。
(日本工業規格 A列4番)

様式第六号

様式第六号(第四条関係) (表 面)

※※整理番号 第 号 ※市区町村 受付年月日 平成 . . ※市区町村提出 平成 . .

特別児童扶養手当所得状況届 (平成 年分)

①証書記号・番号	②氏名	③住所		④受給者		⑤配偶者		⑥扶養義務者	
	氏名								
⑦控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、①老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、②特定扶養親族③の数、④16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))				人	人	人	人	人	人
⑧⑦以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童				人					
⑨所得額		円	※円	円	※円	円	※円	円	※円
⑩障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の数		人	円	人	円	人	円	人	円
⑪特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数		人	円	人	円	人	円	人	円
⑫障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の特例		円	円	円	円	円	円	円	円
⑬		円	円	円	円	円	円	円	円
⑭社会保険料等相当額		円	円	円	円	円	円	円	円
⑮控除後の所得額		円	円	円	円	円	円	円	円
障害児氏名		続柄	生年月日	同居別居	別居	在学	学名	学年	
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
上記のとおり、所得状況を届け出ます。 平成 年 月 日 知事 殿 氏名 印 ○ 市長 殿									
④～⑭欄の記載事項		⑮の欄及びその他の欄の記載事項							
※ 上記のとおり、相違ありません。 平成 年 月 日 市区町村長 印									
※※ 所得制限額 以上・未満									

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要があります。記名押印に代えて署名することができます。(日本工業規格 A列4番)

様式第八号

様式第八号(第十条関係) (表 面)

※※第 号 (表 面)

※経由 市区町村名 ※市区町村 受付年月日 平成 年 月 日

※市区町村 平成 年 月 日 ※市区町村 平成 年 月 日

提出第 号 再提出 平成 年 月 日

特別児童扶養手当証書亡失届

①(ふりがな)氏名	②証書記号・番号	第 号
③住所		
④証書を失った日		
⑤証書を失ったときの事情		
上記のとおり、特別児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。 平成 年 月 日 知事 殿 氏名 印		
※※証書作成 平成 年 月 日		

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要があります。
◎字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。(日本工業規格A列4番)

様式第六号

様式第六号(第四条関係) (表 面)

※※整理番号 第 号 ※市区町村 受付年月日 平成 . . ※市区町村提出 平成 . .

特別児童扶養手当所得状況届 (平成 年分)

①証書記号・番号	②氏名	③住所		④受給者		⑤配偶者		⑥扶養義務者	
	氏名								
⑦控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数(受給者については、イ老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、ロ特定扶養親族③の数、ハ16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数))				人	人	人	人	人	人
⑧⑦以外で前年の12月31日において受給者によって生計を維持していた児童				人					
⑨所得額		円	※円	円	※円	円	※円	円	※円
⑩障害者(特別障害者を除く。)である控除対象配偶者及び扶養親族の数		人	円	人	円	人	円	人	円
⑪特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の数		人	円	人	円	人	円	人	円
⑫障害者・特別障害者・寡婦(寡夫)・寡婦の特例・勤労学生の特例		円	円	円	円	円	円	円	円
⑬		円	円	円	円	円	円	円	円
⑭社会保険料等相当額		円	円	円	円	円	円	円	円
⑮控除後の所得額		円	円	円	円	円	円	円	円
障害児氏名		続柄	生年月日	同居別居	別居	在学	学名	学年	
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
昭和・平成 . .				同居別居		学			
上記のとおり、所得状況を届け出ます。 平成 年 月 日 知事 殿 氏名 印 ○									
④～⑭欄の記載事項		⑮の欄及びその他の欄の記載事項							
※ 上記のとおり、相違ありません。 平成 年 月 日 市区町村長 印									
※※ 所得制限額 以上・未満									

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要があります。記名押印に代えて署名することができます。(日本工業規格 A列4番)

様式第八号

様式第八号(第十条関係) (表 面)

※※第 号 (表 面)

※経由 市区町村名 ※市区町村 受付年月日 平成 年 月 日

※市区町村 平成 年 月 日 ※市区町村 平成 年 月 日

提出第 号 再提出 平成 年 月 日

特別児童扶養手当証書亡失届

①(ふりがな)氏名	②証書記号・番号	第 号
③住所		
④証書を失った日		
⑤証書を失ったときの事情		
上記のとおり、特別児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。 平成 年 月 日 知事 殿 氏名 印		
※※証書作成 平成 年 月 日		

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要があります。
◎字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。(日本工業規格A列4番)

様式第九号

様式第九号(第十一条関係)

※※第 号		(表 面)	
※経 由 市区町村名		市区町村 受付年月日 平成 年 月 日	
※市区町村 平成 年 月 日 提 出 第 号		※市区町村 平成 年 月 日 再 提 出 平成 年 月 日	
未支払特別児童扶養手当請求書			
① 死亡者	(ふりがな) 氏 名	証 書 記号・番号	第 号
	住 所	死亡した日	平成 年 月 日
② 障害児 請求者である	(ふりがな) 氏 名	名 称	口座番号
	住 所	支 払 希 望 金 融 機 関	
備考			
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求します。 平成 年 月 日 請求者氏名 印			
※※資格喪失 平成 年 月 日 通 知 第 号		※※未支払手当 平成 年 月 日 支 給 通 知	
◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要があります。 ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。 (日本工業規格A列4番)			

様式第十号

※※第 号		(表 面)	
※経 由 市区町村名		市区町村 受付年月日 平成 年 月 日	
※市区町村 平成 年 月 日 提 出 第 号		※市区町村 平成 年 月 日 再 提 出 平成 年 月 日	
未支払特別児童扶養手当請求書			
① 死亡者	(ふりがな) 氏 名	証 書 記号・番号	第 号
	住 所	死亡した日	平成 年 月 日
② 障害児 請求者である	(ふりがな) 氏 名	名 称	口座番号
	住 所	支 払 希 望 金 融 機 関	
備考			
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求します。 平成 年 月 日 請求者氏名 印			
※※資格喪失 平成 年 月 日 通 知 第 号		※※未支払手当 平成 年 月 日 支 給 通 知	
◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要があります。 ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。 (日本工業規格A列4番)			

様式第九号

様式第九号(第十一条関係)

※※第 号		(表 面)	
※経 由 市区町村名		市区町村 受付年月日 平成 年 月 日	
※市区町村 平成 年 月 日 提 出 第 号		※市区町村 平成 年 月 日 再 提 出 平成 年 月 日	
未支払特別児童扶養手当請求書			
① 死亡者	(ふりがな) 氏 名	証 書 記号・番号	第 号
	住 所	死亡した日	平成 年 月 日
② 障害児 請求者である	(ふりがな) 氏 名	名 称	口座番号
	住 所	支 払 希 望 金 融 機 関	
備考			
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求します。 平成 年 月 日 請求者氏名 印			
※※資格喪失 平成 年 月 日 通 知 第 号		※※未支払手当 平成 年 月 日 支 給 通 知	
◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要があります。 ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。 (日本工業規格A列4番)			

様式第十号

※※第 号		(表 面)	
※経 由 市区町村名		市区町村 受付年月日 平成 年 月 日	
※市区町村 平成 年 月 日 提 出 第 号		※市区町村 平成 年 月 日 再 提 出 平成 年 月 日	
未支払特別児童扶養手当請求書			
① 死亡者	(ふりがな) 氏 名	証 書 記号・番号	第 号
	住 所	死亡した日	平成 年 月 日
② 障害児 請求者である	(ふりがな) 氏 名	名 称	口座番号
	住 所	支 払 希 望 金 融 機 関	
備考			
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求します。 平成 年 月 日 請求者氏名 印			
※※資格喪失 平成 年 月 日 通 知 第 号		※※未支払手当 平成 年 月 日 支 給 通 知	
◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要があります。 ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。 (日本工業規格A列4番)			

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要があります。字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(日本工業規格A列4番)

様式第十一号の二(第十七条関係)

(表 面)

第 号 特別児童扶養手当支給停止通知書			
受給資格者 氏 名		受給資格者 住 所	
支給停止の期間	平成 年 月から 平成 年 月まで	証 書 記 号 ・ 番 号	第 号
備 考			
<p>あなたは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第6条、第7条、第8条)の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知 事 (印)</p> <p style="text-align: right;">殿 市 長</p>			

◎ 裏面の注意を読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

様式第十一号の二

様式第十一号(第十七条関係)

(表 面)

第 号 特別児童扶養手当認定通知書			
受給者氏名		受給者住所	
支給対象障 害児の氏名	(1級)	(1級)	(1級)
	(2級)	(2級)	(2級)
	(1級)	(1級)	(1級)
支給対象障 害児数	(1級)	支給手当月額	円
	(2級)		
支給開始 年 月	平成 年 月分から	証書記号 番 号	第 号
備 考			
<p>平成 年 月 日付けで請求のありました特別児童扶養手当については、上記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知 事 (印)</p> <p style="text-align: right;">殿 市 長</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

様式第十一号

様式第十一号の二(第十七条関係)

(表 面)

第 号 特別児童扶養手当支給停止通知書			
受給資格者 氏 名		受給資格者 住 所	
支給停止の期間	平成 年 月から 平成 年 月まで	証 書 記 号 ・ 番 号	第 号
備 考			
<p>あなたは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(第6条、第7条、第8条)の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知 事 (印)</p> <p style="text-align: right;">殿</p>			

◎ 裏面の注意を読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

様式第十一号の二

様式第十一号(第十七条関係)

(表 面)

第 号 特別児童扶養手当認定通知書			
受給者氏名		受給者住所	
支給対象障 害児の氏名	(1級)	(1級)	(1級)
	(2級)	(2級)	(2級)
	(1級)	(1級)	(1級)
支給対象障 害児数	(1級)	支給手当月額	円
	(2級)		
支給開始 年 月	平成 年 月分から	証書記号 番 号	第 号
備 考			
<p>平成 年 月 日付けで請求のありました特別児童扶養手当については、上記のとおり認定しましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">知 事 (印)</p> <p style="text-align: right;">殿</p>			

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(日本工業規格A列4番)

様式第十一号

様式第十三号

様式第十三号(第十九条関係)

(表 面)

第○○○○号			
特別児童扶養手当額改定通知書			
氏名	証 書 記号・番号	第○○○○号	
住所			
新たに対象となる障害児名		(2)	
改定 支給対象 障害児数	(1級)	改定 支給対象 障害児数	(1級)
	(2級)		(2級)
前 手当月額	円	後 手当月額	円
改定年月 平成○○年○○月分			
備 考			
上記のとおり、特別児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。 平成○○年○○月○○日 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○知事 ○○○○○○○○印 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○市県 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○			

注意 (日本工業規格 JIS 4番)

□1 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立て(改令指定都市の場合は審査請求)をすることができます。

□2 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は処分を不服とした日(改令指定都市の場合は市)を起算して6か月以内に、都道府県(改令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、改令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。

□3 なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は処分を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

□4 ① 異議申立て又は審査請求があった日から3か月を経過しても決定又は処分がないとき。

□5 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

□6 ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十二号

様式第十二号(第十八条関係)

第○○○○号	
特別児童扶養手当認定請求却下通知書	
氏名	第○○○○号
住所	
却下した理由	□
平成○○年○○月○○日付けで特別児童扶養手当の認定の請求がありました。上記のとおり却下しましたので通知します。 □これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立て(改令指定都市の場合は審査請求)をすることができます。 □また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は処分を不服とした日(改令指定都市の場合は市)を起算して6か月以内に、都道府県(改令指定都市の場合は市)を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、改令指定都市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。 □なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は処分を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 異議申立て又は審査請求があった日から3か月を経過しても決定又は処分がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。 平成○○年○○月○○日 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○知事 ○○○○○○○○印 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○市県 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	

(日本工業規格 JIS 4番)

様式第十三号

様式第十三号(第十九条関係)

(表 面)

第 号			
特別児童扶養手当額改定通知書			
氏名	証 書 記号・番号	第 号	
住所			
新たに対象となる障害児名		(2)	
改定 支給対象 障害児数	(1級)	改定 支給対象 障害児数	(1級)
	(2級)		(2級)
前 手当月額	円	後 手当月額	円
改定年月 平成 年 月分			
備 考			
上記のとおり、特別児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。 平成 年 月 日 知事 ○○○○○○○○印 殿			

注意 (日本工業規格 A 列4番)

1 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立てをすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十二号

様式第十二号(第十八条関係)

第 号	
特別児童扶養手当認定請求却下通知書	
氏名	第 号
住所	
却下した理由	□
平成 年 月 日付けで特別児童扶養手当の認定の請求がありました。上記のとおり却下しましたので通知します。 □これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立てをすることができます。 □また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、前記の異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、都道府県を被告として(訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。)、提起することができます。 □なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。 平成 年 月 日 知事 ○○○○○○○○印 殿	

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第十四号

様式第十四号(第十九条関係)

特別児童扶養手当額改定請求却下通知書			
請求者氏名	証 書 記号・番号	第○○○○号	
請求者住所			
却 下 し た 理 由			

平成○○年○月○日付で特別児童扶養手当の額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。
これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立て(該令指定都市の場合は審査請求)をすることができます。
また、この処分を代表する者は都道府県知事となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
平成 年 月 日
知事 殿

(日本工業規格 A列4番)

様式第十五号

様式第十五号(第二十四条関係)

特別児童扶養手当資格喪失通知書			
氏 名	証 書 記号・番号	第○○○○号	
住 所			
受給資格がなくなった理由			
受給資格がなくなった日	平成○○年○月○日		

上記のとおり、受給者は特別児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので通知します。
これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立て(該令指定都市の場合は審査請求)をすることができます。
また、この処分を代表する者は都道府県知事となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
平成○○年○月○日
知事 殿

(日本工業規格 A列4番)

様式第十四号

様式第十四号(第十九条関係)

特別児童扶養手当額改定請求却下通知書			
請求者氏名	証 書 記号・番号	第○○○○号	
請求者住所			
却 下 し た 理 由			

平成 年 月 日付で特別児童扶養手当の額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。
これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立てをすることができます。
また、この処分を代表する者は都道府県知事となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
平成 年 月 日
知事 殿

(日本工業規格 A列4番)

様式第十五号

様式第十五号(第二十四条関係)

特別児童扶養手当資格喪失通知書			
氏 名	証 書 記号・番号	第○○○○号	
住 所			
受給資格がなくなった理由			
受給資格がなくなった日	平成 年 月 日		

上記のとおり、受給者は特別児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので通知します。
これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し異議申立てをすることができます。
また、この処分を代表する者は都道府県知事となります。)、提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
平成 年 月 日
知事 殿

(日本工業規格 A列4番)

様式第十七号(第三十一条関係)

(表面)

特別児童扶養手当受給資格調査員証		第 号
写 真	官 職 又は職名	
	氏 名	
	生年月日	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条に定める当該職員であることを証する。	
	平成 年 月 日 交付	
		印
		都 道 府 県 知 事 政令指定都市市長

(裏面)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(抄)

(支給の制限)

第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 2 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。
- 3 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。

(調査)

第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。
- 3 前2項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

- 1 この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。
- 3 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

様式第十七号(第三十一条関係)

(表面)

特別児童扶養手当受給資格調査員証		第 号
写 真	官 職 又は職名	
	氏 名	
	生年月日	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第36条に定める当該職員であることを証する。	
	平成 年 月 日 交付	
		印
		都 道 府 県 知 事

(裏面)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(抄)

(支給の制限)

第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 2 障害児が、正当な理由がなくて、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。
- 3 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。

(調査)

第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

- 2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。
- 3 前2項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

- 1 この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。
- 3 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要になつたときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。

改正案	現行
<p>（厚生労働省令で定める者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第七条第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第三号に規定する都道府県知事が指定する看護師養成所（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者</p> <p>三 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十二条第一号に規定する都道府県知事が指定する作業療法士養成施設（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者</p> <p>四（略）</p> <p>7～9（略）</p>	<p>（厚生労働省令で定める者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第七条第六号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第三号に規定する厚生労働大臣が指定する看護師養成所（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者</p> <p>三 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十二条第一号に規定する厚生労働大臣が指定する作業療法士養成施設（修業年限三年以上のものに限る。）を卒業した者</p> <p>四（略）</p> <p>7～9（略）</p>

改正案	現行
<p>（指定の申請手続）</p> <p>第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七条第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八条第一項及び第十条において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（変更の承認及び届出）</p> <p>第四条 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び第七条において同じ。）に申請し、その承認を</p>	<p>（指定の申請手続）</p> <p>第三条 養成施設等について、法第七条第二号又は第三号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（変更の承認及び届出）</p> <p>第四条 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同条第三項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならない。</p>

受けなければならない。

2 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く。）、同項第七号に掲げる事項（専任教員に関する事項に限る。）若しくは同項第十号に掲げる事項又は同条第三項第三号若しくは第四号に掲げる事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更があつたときは、一月以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

（報告の徴収及び指示）

第八条 厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。）は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 （略）

（指定の取消し）

第九条 指定養成施設等が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、厚生労働大臣は、指定養成施設等の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

2 指定養成施設等の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く。）若しくは同項第十号に掲げる事項又は同条第三項第三号若しくは第四号に掲げる事項若しくは同項に規定する教材の内容に変更があつたときは、一月以内に、厚生労働大臣に届け出なければならない。

（報告の徴収及び指示）

第八条 厚生労働大臣は、指定養成施設等につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 （略）

（指定の取消し）

第九条 指定養成施設等が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、厚生労働大臣は、指定養成施設等の指定を取り消すことができる。

（指定取消しの申請手続）

第十條 指定養成施設等について、厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

一～三 （略）

（国の設置する学校の特例）

第十一條 国の設置する学校については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三條	（略）	（略）
第一項	次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣（法第七條第二号又は第三号による養成施設の指定（次条、第八條第一項及び第十條において「養成施設の指定」という。）を受けようとする養成施設の設置者にあつては、	第二号から第十号までに掲げる事項を記載した書面をもつて厚生労働大臣に申し出るものとする

第十條 指定養成施設等について、厚生労働大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～三 （略）

（国の設置する養成施設等の特例）

第十一條 国の設置する養成施設等については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三條	（略）	（略）
第一項	次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない	第二号から第十号までに掲げる事項を記載した書面をもつて厚生労働大臣に申し出るものとする

第七條	指定養成施設等の設置者	(略)	(略)	指定養成施設等の設置者	(略)	(削除)	厚生労働大臣(養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び第七條において同じ。)に申請し、その承認を受けなければならない	第一項	指定養成施設等の設置者	(略)	その所在地を管轄する都道府県知事)に提出しなければならない

第七條	設置者	(略)	(略)	設置者	(略)	第四條 第二項	承認の申請	第一項	設置者	(略)	

第八條		厚生労働大臣（養成施設の指	第一項	定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事。次項及び次条において同じ。）	国設置指定学校	所管大臣
第八條		指定養成施設等	設置者又は長	指定養成施設等	国設置指定学校	所管大臣
第二項		設置者又は長	指示	指定養成施設等が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたとき	国設置指定学校が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき、又は次条の規定による申し出があつたとき	所管大臣
第九條		指定養成施設等	指示	指定養成施設等が第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたとき	国設置指定学校	所管大臣
第十條		指定養成施設等	厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事）	設置者	厚生労働大臣	所管大臣

第八條		（新設）	第一項	（新設）	（新設）	（新設）
第八條		（新設）	設置者	（新設）	（新設）	（新設）
第二項		設置者	指示	第五条及び第六条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき	（新設）	（新設）
第九條		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
第十條		（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

<p>次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣（養成施設の指定を受けた養成施設の設置者にあつては、その所在地を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない</p>	<p>次に掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする</p>
--	---

（都道府県の設置する養成施設の適用除外）

第十一条の二 都道府県の設置する養成施設については、第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定は適用しない。

（権限の委任）

第十二条 法第四十二条の二第一項の規定により、法第七条第二号及び第三号に規定する厚生労働大臣の権限（学校の指定（国の設置する学校に係るものを除く。）に係るものに限る。）は、地方厚生局長に委任する。

2 (略)

3 次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する学校に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 第四条に規定する権限

三〇六 (略)

<p>次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない</p>	<p>次に掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする</p>
---	---

（新設）

（権限の委任）

第十二条 法第四十二条の二第一項の規定により、法第七条第二号及び第三号に規定する厚生労働大臣の権限（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等の指定（国の設置する養成施設等に係るものを除く。）に係るものに限る。）は、地方厚生局長に委任する。

2 (略)

3 次に掲げる厚生労働大臣の権限（国の設置する養成施設等に係るものを除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 (略)

二 第四条第一項及び第三項に規定する権限

三〇六 (略)

4

(略)

4

(略)

（傍線部分は改正部分）

様式

(2ページ)

記 号 第 号			
特 別 児 童 扶 養 手 当			
受 給 者 名 氏 名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
手 当 月 額	障 害 児 数	支 給 開 始 年 月	平 成 年 月 日
円	(1級) 人 (2級) 人	改 定 年 月	改 定 理 由
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	

上記のとおり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律によって支給します。
平成 年 月 日

知 事
市 長 印

改 正 案

様式

(2ページ)

記 号 第 号			
特 別 児 童 扶 養 手 当			
受 給 者 名 氏 名		生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
手 当 月 額	障 害 児 数	支 給 開 始 年 月	平 成 年 月 日
円	(1級) 人 (2級) 人	改 定 年 月	改 定 理 由
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	
円	(1級) 人 (2級) 人	平 成 年 月	

上記のとおり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律によって支給します。
平成 年 月 日

知 事 印

現 行

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）（第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>い。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出）</p> <p>第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。</p> <p>一～四 （略）</p>

(国民健康保険団体連合会の議決権の特例)

第六十八条の四 (略)

2 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十四条の二十九	厚生労働大臣
第三十四条の三十	都道府県知事

(国民健康保険団体連合会の議決権の特例)

第六十八条の四 (略)

2 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(新規)	(新規)	(新規)
------	------	------

(略)	<p>第三十五条第一項及び 第二項 第四十条 第四十五条第一項及び 第二項 第四十七条第一項及び 第二項 第四十八条第一項及び 第三項 第四十九条 第五十条第一項 第六十五条第一項及び 第二項</p>	(略)	市町村等	(略)	指定都市
-----	--	-----	------	-----	------

(略)	<p>第三十五条第一項及び 第二項 第四十条 第四十五条第一項及び 第二項 第四十七条第一項及び 第二項 第四十八条第一項及び 第三項 第四十九条 第五十条第一項 第六十五条第一項及び 第二項</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	--	-----	-----	-----	-----